

## 令和8年度岡山県障害者ピアサポート研修実施事業業務委託仕様書

### 1 事業の名称

令和8年度岡山県障害者ピアサポート研修実施事業

### 2 契約期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託上限額

1,813,900円

### 4 研修の種類

令和8年度岡山県障害者ピアサポート研修

- (1) 基礎研修
- (2) 専門研修
- (3) フォローアップ研修

### 5 研修カリキュラム、研修の実施方法

- ・研修カリキュラムは、「障害者ピアサポート研修事業の実施について」（令和2年3月6日付け、障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の標準カリキュラム以上の内容とし、研修カリキュラム及び講師については、県と検討の上、決定する。
- ・演習の実施に当たっては、効果的な指導が行える体制とすること。
- ・手話通訳者、要約筆記の配置、利用しやすい会場の選定など、障害者が受講者であることに配慮した方法で実施すること。

### 6 研修の定員・日程

研修の種類	定員(※1)	定員内訳(※2)	日程
(1) 基礎研修	54名	当事者27名、協働支援者27名	2日間
(2) 専門研修	54名	当事者27名、協働支援者27名	2日間
(3) フォローアップ研修	30名	当事者15名、協働支援者15名	2日間

※1 定員は、必要に応じて県と実施機関の協議により変更できる。

また、受講対象者は開催要領で定める。

※2 基礎研修及び専門研修については1事業所から当事者と協働支援者それぞれ1名以上の申込を原則とするが、専門研修修了者が在籍する事業所において、当事者もしくは、協働支援者の専門研修修了者が不在となった事業所においては、1名の参加を可とする。ただし、同事業所で常に1名の参加とならないよう、連続で1名の申込は不可とすること。(例：1事業所において、本年度1名の参加申込(可)同事業所翌年度また1名の参加申込(不可))

## 7 業務の内容

### (1) カリキュラムに基づく、研修の事前準備、実施及び運営に関すること

#### ①事前準備

- ・効果的な研修カリキュラム及び研修方法の企画
- ・研修会場等の決定、借上（県有施設以外）
- ・講師、演習指導者等の選出及び依頼、連絡調整
- ・受講申込書の取りまとめ、受講決定及び通知に関する一連の事項
- ・関係機関との打ち合わせ会議の開催
- ・助言者等で構成する実行委員会の開催
- ・研修教材の選定、購入、作成等
- ・必要機材、物品等の準備

#### ②研修の実施、運営

- ・会場の設営等
- ・当日の受付、講師等の対応
- ・司会進行等研修の運営、カリキュラムに基づく研修実施
- ・県が作成した修了証書、受講証明書の交付
- ・会場等の片付け

### (2) 研修にかかる経費支出及び収入に関すること

- ・受講者負担の徴収に関する事項（領収書作成を含む。）
- ・謝金及び旅費、その他必要な経費の支払い
- ・源泉徴収票の作成・交付

### (3) 研修修了後の報告

- ・修了者名簿及び実績報告書等（記録写真を含む）の作成、提出

### (4) その他の事項

上記（1）～（3）に定めるもののほか、県が行う次の事項を除いたもの

- ・研修会場等の借上（県有施設）
- ・開催要領及び申込書に記載する必須事項の決定、ひな形の提示
- ・送付先の指示
- ・郵送以外の方法による研修内容の周知
- ・受講者選考方法の指示
- ・関係資料等の提示及び必要な助言
- ・修了証書の作成
- ・修了者名簿の管理

### (5) 留意点

- ・研修は、本仕様書の他、国の研修実施要綱によるものとする。
- ・研修の引継ぎ、講師、ファシリテーター等の研修には国が作成した、「障害者ピアサポート研修事業ガイドブック」を用いて行うこと。

## 8 受講者負担

教材費等の実費（資料印刷実費相当分を含む。）は受講者負担とし、その額は開催要領により定める。

なお、徴収した受講者負担は、原則、資料印刷経費に充てることとし、充てて、なお余りが出る場合は、県と協議のうえ、当該研修の運営に必要な経費に充当して差し支えない。さらに経費が不足する場合は、受講者負担の額を県との協議により変更できる。

## 9 事業執行計画書の提出等

契約締結後、速やかに事業執行計画書を作成し、県に提出すること。

また、各事業の進め方・手法等については、計画段階から県と調整、協議すること。

## 10 修了証書

研修を修了した者には、修了証書を授与すること。

ただし、実施主体が適当でないと判断した者は除く。

## 11 委託料の支払方法

原則、委託事業の完了後に提出する、事業実績報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

## 12 その他

- ・本事業の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・感染症対策を行うこと。また、感染症拡大の状況によっては、県と協議の上、研修方法や開催時期等の変更を検討すること。
- ・本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、協議の上で決定するものとする。